



【史料⑯】「乍恐以書付奉願上候御事」天明三年七月三十日

〔読み下し文〕

恐れ乍ら書付を以て願い上げ奉り候御事
一当卯の七月八日昼九ツ時、川上より火水夥しく急に
押し来り、田畑へ大石・焼石・焼砂泥押し入り田畑荒れ
仕り候、其の上五月中より度々灰降り、残り田畑諸作
申し候御事、前代未聞の大変、御百姓甚だ難儀
存じ奉り候、何卒御慈悲に荒所御見分遊ばされ
下し置かれ候様い上げ奉り候、願いの趣き御聞き届け遊ばされ
下し置かれ候はば、有り難き仕合せに存じ奉り候、以上
上州我妻郡岩井村

保科弁三郎知行所

名主

平治右衛門印

相頭

久 太 郎印

同断

伊 八 印

同断

又 兵 衛印

同断

要 右衛門印

百姓代

弥次右衛門印

同断

又 市 印

天明三卯の七月卅日

大仰ニ申セリ。

右の通り相認め原田清右衛門様御廻村の節、差し上げ候得共、
御かへし成られ候

(P 8003 伊能光雄家文書 No. 11117)

おそれながら書きつけをもってねがいあげたてまつりそうろうおんこと
⑯ [乍恐以書付奉願上候御事]

天明3年(1783)7月30日

吾妻郡・群馬郡の幕領を管轄する信州中野陣屋の代官原田清右衛門が、被災地の岩井村を巡検した際に、村役人が提出した復興支援嘆願書です。巡検使の村入りに際して、いち早く嘆願書を提出することで、早急な支援を取り付けようとした岩井村でしたが、嘆願書は取り上げてもらえずに返されてしまったようです。この史料からは、現地で対応に追われ、必死の思いで復興支援を嘆願する村側と冷ややかな対応に終始する幕府役人との温度差が読み取れます。

伊能光雄家文書 P8003 No.11117